



平成31年2月号(隔月発行)


札幌司法書士会 会長 里村美喜夫 編集担当責任者 番井菊世
〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115


http://www.sihosyosi.or.jp/

オトコ
の
から


相続に関する法律が大きく変わります！

今年の1月13日から、自筆証書遺言の方式が変わりましたが、引き続き、今年の7月1日から、相続に関する法律が大きく変わります。今回は、7月1日に施行されるもののうち、婚姻期間が20年以上の夫婦における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置についてと、預貯金の払戻し制度についてご紹介したいと思います。


 相続に関するルールが大きく変わるんだって？


 そうだよ。今年の7月1日から相続に関するルールが大きく変わるんだ。


 具体的にはどう変わるの？


 いろいろ変わるんだけど、今回は、「居住用不動産の贈与等」に関する点と、「預貯金の払戻しの制度」について紹介しようと思うよ。まずは、「居住用不動産の贈与等」について説明するね。


改正前の法律では、ご主人が、自分が亡くなった後、奥さんが住む家に困らないように、二人で居住していた家や土地を生きているうちに、あるいは亡くなった時に、奥さんに贈与又は遺贈した場合でも、相続が起こった時は、原則として、生前の贈与や遺贈は、遺産の先渡しをしていたものとして取り扱われていたんだ。それだと、たとえば、遺産が居住用の不動産(評価額2,000万円)と、預貯金2,000万円で、相続人が他に子供2人いる場合、奥さんの法定相続分2分の1はすでに不動産としてもらってしまっているので、預貯金の2,000万円は、子供二人で1,000万円ずつ分けることになるんだ。


 家はあるけれど、お金がぜんぜんもらえないので、生活に困ってしまうかもしれないね。

 そうなんだ。そこで、今回の改正で、婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産を贈与又は遺贈した場合には、その財産は遺産の先渡しをして受けたものとして取り扱わないこととしたんだ。そうすると、先ほどの例で考えてみると、生前に贈与した居住用の不動産は相続財産としてみなさなくなるので、遺産は預貯金の2,000万円となる。奥さんの法定相続分は2分の1だから、預貯金のうち1,000万円をもらえるようになるんだ。


 それだと、ご主人が亡くなった後も、奥さんも安心して生活ができるようになるね。よかった。よかった。


 そうだね。それに、このほうが、亡くなった人の意思も反映されていると思うよ。それから、今回の改正で、「預貯金の払戻しの制度」が新しくできたんだ。改正前は、相続が起きた場合、亡くなった人の預貯金は遺産分割協議が成立するまでおろすことができなかったんだ。

 それだと、生活費やお葬式の費用など、すぐに払わなければならないものがあった時、とても困るだろうね。どうして、自分の法定相続分だけでもおろすことができなかったのかな？


 それはね、平成28年に最高裁判所が、相


続された預貯金債権は、遺産分割の対象財産に含まれるよと判断したからなんだ。だから、遺産分割協議が終わらないと、預金の払い戻しができないことになったんだよ。まあ、最高裁判所がそういう判断をする前でも、金融機関は相続人全員の実印と印鑑証明書がなければ、原則として預貯金をおろすことができなかったけどね。


 それじゃあ、改正後は、相続人は自分の法定相続分は預貯金を全額おろすことができるの？


 いやいや、全額はおろせないんだ。おろせる金額に上限が決められているんだよ。あくまでも、遺産分割協議が終わるまでの間の当面の資金需要に応えるためのものなんだ。


 じゃあ、いくらまでならおろせるの？


 口座に入っている預貯金の3分の1の金額のうち、自分の法定相続分をかけた金額（ただし、1つの金融機関につき150万円まで）をおろすことができるんだ。たとえば、A銀行に預貯金債権が300万円あって、その3分の1の100万円に、自分の法定相続分が2分の1だったら、2分の1をかけた金額である50万円が、相続人が単独で払い戻しができる金額になるね。


 もし、A銀行の他にB銀行に1,200万円があったら、3分の1かけて400万円になって、さらに自分の法定相続分2分の1をかけた200万円がおろせるの？

 いやいや、あくまでも1つの金融機関につき150万円までなので、単独でおろせるのは、A銀行50万円、B銀行150万円になるね。

 それじゃあ、預貯金がA銀行の300万円だけあったとして、おろせるのは50万円だけで、債務の弁済などがあって全然足りないよといった場合はどうすればいいの？

 その場合には、家庭裁判所で必要性があるよと認められれば、仮払いが認められるよ。

 いろいろなケースに備えて、柔軟に対応できるようになったんだね。

 他にも、7月1日に施行される改正は、遺留分制度の見直しや、介護に貢献した親族の権利を明文化したものなどたくさんあるよ。さらに、来年の4月1日からは、配偶者居住権という配偶者保護のための新しい制度も始まるんだ。これからも、新しい制度をどんどん紹介していくね。

司法書士会からの おしらせ

札幌司法書士会では、下記の日程で、今話題の「家族信託」の基礎から活用方法までを学ぶ、「これで安心！家族信託活用法セミナー」を開催します。無料です。ご参加希望の方は、お申し込みをお願いします。

☆家族信託セミナー☆

開催日： 平成31年3月2日（土曜日）

開催時間： 13時～14時30分

場所 札幌市中央区大通西13丁目4番地

札幌司法書士会 2階研修室

参加申し込み： 011-281-3505

編集後記

いよいよ、あと2か月で新元号ですね。今回は相続の法改正の話でしたが、平成の約30年間では様々な変化がありましたね。私たちが仕事で行う法務局への「登記申請」は、以前「当事者出頭主義」と言って、必ず法務局に申請書を持参し、かつ登記が終了した後は、関係書類を受け取りに行かなければなりませんでした。法務局も、地域ごとに複数箇所ありますので、車で走り回っていました。

しかし、今は郵送OK、インターネットでオンライン申請も出来るようになりました。「昔の常識、今の非常識」ですね。みなさんのまわりはいかがですか？